

## 第2章 点検結果

七戸町が管理する道路橋Aグループ59橋の橋梁定期点検を実施し、青森県橋梁アセットマネジメント支援システム(BMS)と道路橋定期点検要領を用いて健全度を判定した。

### 2-1 健全度評価基準

#### (1) BMSによる健全度評価基準

BMSによる各橋梁の健全度評価にあたっては、下記に示す健全度評価基準に基づき健全度を5段階で評価する。なお、「照明施設」「標識施設」「舗装」については健全度判定基準が整備されていないため、控除する。

表 5-2 全部材・全劣化機構に共通の健全度評価基準

健全度	全部材・全劣化機構に共通の定義
5 潜伏期	劣化現象が発生していないか、発生していたとしても表面に現れない段階
4 進展期	劣化現象が発生し始めた初期の段階。劣化現象によっては劣化の発生が表面に現れない場合がある。
3 加速期前期	劣化現象が加速度的に進行する段階の前半期。部材の耐荷力が低下し始めるが、安全性はまだ十分確保されている。
2 加速期後期	劣化現象が加速度的に進行する段階の後半期。部材の耐荷力が低下し、安全性が損なわれている。
1 劣化期	劣化の進行が著しく、部材の耐荷力が著しく低下した段階。部材種類によっては安全性が損なわれている場合があり、緊急措置が必要。

出典：『青森県橋梁長寿命化修繕計画10箇年計画(R4.3)P.15』

#### (2) 道路橋定期点検要領(国土交通省)による健全度評価基準

道路橋定期点検要領(国土交通省)による健全度の評価は、下記に示す判定区分に基づき健全度を4段階で評価する。各橋梁の健全性の診断の区分は、技術的な評価及び損傷状況を考慮し、評価するものとする。

道路橋毎の健全性の診断は表-5.1の区分により行う。

表-5.1 判定区分

区分	状態
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：『道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)(R6.3)国土交通省 道路局 P4』

## 第2章 点検結果

- (3) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（国土交通省）による技術的な評価結果  
令和6年度に改定となった、道路橋定期点検要領の記載を基に、①次回点検までにどのような状況に対して、どのような状態となる可能性があるか、②構造安全性、走行安全性及び第三者被害の恐れについて、定期点検時の見立てとして、知りえた情報等を踏まえ、A, B, Cの技術的な評価を実施することとする。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

出典：『道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)(R6.3)国土交通省 道路局 P7, 8』

※ここでいう、致命的な状態とは安全な通行が確保できず通行止めや大幅な荷重制限などが必要となるような状態であり、例えば、落橋までには至らないまでも、支点部で支承や主桁に深刻な変状が生じて通行不能とせざるを得ないような状態、あるいは下部構造の破壊や不安定化などによって上部構造を安全に支持できていない状態なども考えられる。

また、橋の構造安全性の観点からの状態以外にも、大きな段差や路面陥没の発生によって通行困難となるなどの走行性の観点からの状態も含まれる。

具体的に想定される状態やそのときに橋あるいは道路としての機能がどれだけ損なわれる危険性があるのかは、橋本体及びそれらと一体で評価すべき範囲の地盤の条件などによっても異なるため、それぞれの橋毎に個別に判断する。

## 第2章 点検結果

### 2-2 健全度評価結果

各橋梁を健全度ごとに区分し、表-2に示す。

表-2 健全度評価結果

健全性の診断の区分	橋梁数	対象橋梁名
I : 健全	47	雪乗橋 十枝内橋 大藤橋 5の1号橋 上左エ門橋 19の1号橋 南斗内橋 20の1号橋 大沢橋 22の1号橋 小滝橋 市ノ渡橋 倉岡後川橋 27の1号橋 荒熊内本村橋 松ヶ沢橋 上見町橋 43の1号橋 有田沢橋 60の1号橋 大台1号橋 61の1号橋 大台2号橋 92の1号橋 八栗平橋 93の1号橋 道地橋 十枝内2号橋 金鶏山橋 131の1号橋 荒屋橋 141の1号橋 下見町橋 141の2号橋 野左掛橋 201の1号橋 鷹ノ巣橋 227の1号橋 萩ノ沢橋 228の1号橋 小川口橋 野崎橋 槻木沢橋 栗ノ木沢橋 1の1号橋 甲田1号橋 下川原橋
II : 予防保全段階	11	後川橋 北の川目橋 治部袋下橋 海内橋 太田野橋 別曾橋 中村橋 下鳥谷部橋 263の1号橋 41の1号橋 昭和橋
III : 早期措置段階	1	銀南木1号橋
IV : 緊急措置段階	0	—